

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事
工事地名	茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	利根川下流河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010003	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	218日間 自 令和 8年 3月27日 (当初) 至 令和 8年10月30日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	鹿嶋地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	利根川下流本川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月30日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
浚渫(河川) 【左岸3k付近】			式	1		50,275,914			
浚渫工(バックホ浚渫船)			式	1		17,035,000			
作業船運転工			式	1		17,035,000			
土運搬船運転			式	1		17,035,000			内-1号
浚渫工(バックホ浚渫船(ICT))			式	1		22,651,900			
浚渫船運転工			式	1		16,983,900			
バックホ浚渫船(ICT)運転		D2.0m3	m3	16,700	1,017	16,983,900			単-1号
揚土工			式	1		5,668,000			
浚渫土揚土(ICT)			式	1		5,668,000			内-2号
浚渫土処理工			式	1		9,599,430			
浚渫土処理工			式	1		9,599,430			
土砂等運搬 揚土場		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		7,420,080			内-3号

設計内訳書

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地		残土受入れ地での処理	式	1		2, 179, 350			内-4号
仮設工			式	1		989, 584			
工事用道路工			式	1		534, 244			
敷鉄板		22×1, 524×6, 096 (mm) 設置・撤去	式	1		534, 244			内-5号
交通管理工			式	1		455, 340			
交通誘導警備員			式	1		455, 340			内-6号
直接工事費			式	1		50, 275, 914			
共通仮設費			式	1		17, 137, 323			
共通仮設費			式	1		12, 834, 323			
運搬費			式	1		2, 882, 055			
仮設材運搬費			式	1		1, 836, 555			内-7号
作業船等えい航費			式	1		1, 045, 500			内-8号

設計内訳書

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
準備費			式	1		839,400			
繫船費(河川)			式	1		839,400			内-9号
安全費			式	1		7,344,868			
安全監視員			式	1		1,116,288			内-10号
安全監視船			式	1		3,748,480			内-11号
設標及び潜水探査			式	1		2,480,100			内-12号
技術管理費			式	1		1,200,000			
システム初期費(ICT)			式	1		1,200,000			内-13号
現場環境改善費(率計上)			式	1		568,000			
共通仮設費(率計上)			式	1		4,303,000			
純工事費			式	1		67,413,237			
現場管理費			式	1		19,212,000			

設計内訳書

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
浚渫(河川) 【左岸河口部】		式	1		38,530,120				
浚渫工(バックホ浚渫船)		式	1		13,628,000				
作業船運転工		式	1		13,628,000				
土運搬船運転		式	1		13,628,000			内-1号	
浚渫工(バックホ浚渫船(ICT))		式	1		18,104,100				
浚渫船運転工		式	1		13,526,100				
バックホ浚渫船(ICT)運転	D2.0m3	m3	13,300	1,017	13,526,100			単-1号	
揚土工		式	1		4,578,000				
浚渫土揚土(ICT)		式	1		4,578,000			内-2号	
浚渫土処理工		式	1		5,696,390				
浚渫土処理工		式	1		5,696,390				
土砂等運搬 揚土場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		3,960,740			内-3号	

設計内訳書

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地		残土受入れ地での処理							内-4号
			式	1		1,735,650			
仮設工									
		式	1		1,101,630				
工事用道路工									
		式	1		1,063,070				
敷鉄板		22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去							内-5号
			式	1		1,063,070			
交通管理工									
		式	1		38,560				
交通誘導警備員									内-6号
		式	1		38,560				
直接工事費									
		式	1		38,530,120				
共通仮設費									
		式	1		13,773,196				
共通仮設費									
		式	1		10,306,196				
運搬費									
		式	1		3,504,220				
重建設機械分解組立輸送費									内-7号
		式	1		1,045,800				
仮設材運搬費									内-8号
		式	1		876,120				

設計内訳書

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
作業船等えい航費		式	1		1,582,300			内-9号	
準備費		式	1		699,500				
繋船費(河川)		式	1		699,500			内-10号	
安全費		式	1		5,644,476				
安全監視員		式	1		837,216			内-11号	
安全監視船		式	1		2,811,360			内-12号	
設標及び潜水探査		式	1		1,995,900			内-13号	
現場環境改善費(率計上)		式	1		458,000				
共通仮設費(率計上)		式	1		3,467,000				
純工事費		式	1		52,303,316				
現場管理費		式	1		15,701,000				
工事原価		式	1		68,004,316				

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

土運搬船運転
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土運船運搬	215m3を超え645m3以下 密閉式	日	25	681,400	17,035,000			
合 計					17,035,000			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

第 2号内訳書
浚渫土揚土 (ICT)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
浚渫土揚土 (I C T)	365m3を超え645m3以下	日	26	218,000	5,668,000			
合 計					5,668,000			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

土砂等運搬 揚土場

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【芦崎Bヤード】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積1.4m3(平積1.0m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	3,000	297.8	893,400			
【芦崎C-1ヤード】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積1.4m3(平積1.0m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.5km以下	m 3	5,700	476.4	2,715,480			
【芦崎C-2ヤード】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積1.4m3(平積1.0m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.5km以下	m 3	8,000	476.4	3,811,200			
合 計					7,420,080			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書

單価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

敷鉄板
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【芦崎C-2ヤード】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	808	438. 7	354, 469			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 35日 無 有	枚	13	4, 110	53, 430			
【芦崎C-1ヤード】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	288	438. 7	126, 345			
合 計					534, 244			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	3	19,690	59,070			
交通誘導警備員B		人日	21	18,870	396,270			
合 計					455,340			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

仮設材運搬費

第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【往路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 73.4km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	20.9	6,900	144,210			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	20.9	1,500	31,350			
【復路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 73.4km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	125.1	6,900	863,190			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	125.1	1,500	187,650			
【往路 BヤードからC-2ヤードへの場内運搬】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 1.4km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	104.3	4,350	453,705			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	104.3	1,500	156,450			
合 計					1,836,555			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

作業船等えい航費
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
えい航船 復路	バックホウ浚渫船 D2.0m3 (L=7.2km)	式	1		189,700			
えい航費 復路	土運搬船 300m3 (L=74.5km)	式	1		855,800			
合 計					1,045,500			

一式当たり内訳書

第 9号内訳書 繫船費(河川)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
繫船費		日	6	139,900	839,400			
合 計					839,400			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

安全監視員
第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
軽作業員		人	25	17,442	436,050			
軽作業員		人	25	17,442	436,050			
軽作業員		人	13	17,442	226,746			
軽作業員		人	1	17,442	17,442			
合 計					1,116,288			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

安全監視船

第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
間接費（交通船運転）		日	25	58,570	1,464,250			
間接費（交通船運転）		日	25	58,570	1,464,250			
間接費（交通船運転）		日	13	58,570	761,410			
間接費（交通船運転）		日	1	58,570	58,570			
合 計					3,748,480			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

設標及び潜水探査
第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
設標		日	2	200,600	401,200			
潜水探査		日	8	234,100	1,872,800			
報告書作成		式	1		125,100			
業務成果品		式	1		81,000			
合 計					2,480,100			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先]

第 13号内訳書
システム初期費 (ICT)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ浚渫船	式	1		1,200,000			
合 計					1,200,000			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

浚渫土揚土 (ICT)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
浚渫土揚土 (I C T)	365m3を超え645m3以下	日	21	218,000	4,578,000			
合 計					4,578,000			

第 3号内訳書

第 3号内訳書

[illegible]

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

敷鉄板

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【芦崎Bヤード】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	1,106	438.7	485,202			
【芦崎C-2ヤードへ転用】								
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 82日 無 有	枚	34	8,152	277,168			
【芦崎C-1ヤードへ転用】								
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 100日 無 有	枚	31	9,700	300,700			
合 計					1,063,070			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

交通誘導警備員
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	1	19,690	19,690			
交通誘導警備員B		人日	1	18,870	18,870			
合 計					38,560			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先]

第 7号内訳書
 重建設機械分解組立輸送費

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1.0上1.4m3下(油圧クラム・テレスコ0.4上0.6m3下) 標準(1.0)	回	2	522,900	1,045,800			
合 計					1,045,800			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

仮設材運搬費

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【往路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 74km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	104.3	6,900	719,670			
仮設材等の積込み、取卸し 費	積込み、取卸し(片道分)	t	104.3	1,500	156,450			
合 計					876,120			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

作業船等えい航費

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
えい航費 往路	バックホ浚渫船 D2.0m3 (L=4.0km)	式	1		189,700			
えい航費 往路	土運搬船 300m3 (L=77.4km)	式	1		855,800			
えい航費 河口部～3k付近	バックホ浚渫船 D2.0m3 (L=3.1km)	式	1		189,700			
えい航費 河口部～3k付近	土運搬船 300m3 (L=3.1km)	式	1		347,100			
合 計					1,582,300			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

繫船費(河川)

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
繫船費		日	5	139,900	699,500			
合 計					699,500			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

安全監視員

第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
軽作業員		人	20	17,442	348,840			
軽作業員		人	20	17,442	348,840			
軽作業員		人	8	17,442	139,536			
合 計					837,216			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

安全監視船

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
間接費（交通船運転）		日	20	58,570	1,171,400			
間接費（交通船運転）		日	20	58,570	1,171,400			
間接費（交通船運転）		日	8	58,570	468,560			
合 計					2,811,360			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市波崎地先

]

設標及び潜水探査

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
設標		日	2	200,600	401,200			
潜水探査		日	6	234,100	1,404,600			
報告書作成		式	1		125,100			
業務成果品		式	1		65,000			
合 計					1,995,900			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	バックホウ浚渫船(ICT)運転	D2.0m3	単位	m3	数量	645	単価	1,017
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ浚渫船（I C T）運転		D2.0m3 無	日	1	655,900	655,900		
計						655,900		
単価						1,017	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	土運船運搬	215m3を超え645m3以下 密閉式	単位	日	数量	1	単価	681,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	2	42,432	84,864		
普通船員			人	4	33,252	133,008		
引船運転		215m3を超え645m3以下	日	2	162,300	324,600		
土運船〔密閉式〕		3 0 0 m 3 積	供用日	3.04	45,700	138,928		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						681,400		
単価						681,400	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）運転	D2.0m3 無	単位	日	数量	1	単価	655,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高級船員		人	1	42,432	42,432		
	普通船員		人	2	33,252	66,504		
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906		
	バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）運転	D2.0m3	日	1	516,000	516,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		58		
	計					655,900		
	単価					655,900	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	浚渫土揚土（ＩＣＴ）	365m3を超え645m3以下	単位	日	数量	1	単価	218,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	バックホウ（クローラ型）運転		日	2	109,000	218,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					218,000		
	単価					218,000	円／日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m ²	数量	100	単価	438.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.295	32,844	9,688		
	とび工		人	0.295	31,518	9,297		
	普通作業員		人	0.295	25,908	7,642		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	56,980	16,809		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		434		
	計					43,870		
	単価					438.7	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 35日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	4,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
敷き鉄板賃料		22×1524×6096mm	枚	1	3,010	3,010		
整備費（敷鉄板）		22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,110		
単価						4,110	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	19,686	19,686	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						19,690	
単価						19,690	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 18,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						18,870	
単価						18,870	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 73.4km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	6,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 80kmまで	t	1	6,900	6,900		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,900		
単価						6,900	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	1	1,500	1,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1,500		
単価						1,500	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 1.4km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		単価	4,350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	基本運賃区分A	製品長12m以内 10kmまで	t	1	4,350	4,350		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					4,350		
	単価					4,350	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	えい航船 復路	バックホウ浚渫船 D2.0m3 (L=7.2km)	単位	式	数量	1	単価	189,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	42,432	42,432		
普通船員			人	1	33,252	33,252		
重油		A重油（ローリー）	L	40	87	3,480		
引船損料		鋼D 350 PS型	時間	1	3,230	3,230		
引船損料		鋼D 350 PS型	日	0.5	33,500	16,750		
被えい航船損料		バックホウ浚渫船 2.0m3	日	0.5	181,000	90,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		56		
計						189,700		
単価						189,700	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-6.3	
	えい航費 復路	土運搬船 300m3 (L=74.5km)	単位	式	数量	1	単価	855,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	8	45,105	360,840		
普通船員			人	4	35,346	141,384		
重油		A重油（ローリー）	L	1,026	87	89,262		
引船損料		鋼D 500 PS型	時間	18	4,460	80,280		
引船損料		鋼D 500 PS型	日	2	46,300	92,600		
被えい航船損料		土運搬船 300m3	日	2	45,700	91,400		
諸雑費（まるめ）			式	1		34		
計						855,800		
単価						855,800	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	繋船費		単位	日	数量	1	単価	139,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	42,432	42,432		
普通船員			人	2	33,252	66,504		
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906		
諸雑費（まるめ）			式	1		58		
計						139,900		
単価						139,900	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	間接費（交通船運転）		単位	日	数量	1	単価	58,570
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	42,432	42,432		
重油		A重油（ローリー）	L	42	87	3,654		
交通船〔鋼製〕		D 50PS型 4.9GT	供用日	1.68	7,430	12,482		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						58,570		
単価						58,570	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

設標		単位	日	数量	1	単価	200, 600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通車	ライトバン2L	日	1	3, 427	3, 427		
測量船運転	70PS	日	1	63, 500	63, 500		
測量技師		人	1	52, 700	52, 700		
測量技師補		人	1	41, 300	41, 300		
測量助手		人	1	37, 700	37, 700		
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		1, 973		
計					200, 600		
単価					200, 600	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	潜水探査		単位	日	数量	1	単価	234, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
潜水士船運転270PS型			日	1	207, 900	207, 900		
機雷探査機		潜水式20型	日	1. 65	11, 800	19, 470		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		6, 730		
計						234, 100		
単価						234, 100	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	報告書作成		単位	式	数量	1	単価	125, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量主任技師		人	0.5	61,000	30,500		
	測量技師		人	1	52,700	52,700		
	測量技師補		人	1	41,300	41,300		
	諸雑費（率＋まるめ） 0.5%		式	1		600		
	計					125,100		
	単価					125,100	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ浚渫船	単位	式	数量	1	単価	1,200,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	バックホウ浚渫船	式	1		1,200,000		
	計					1,200,000		
	単価					1,200,000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	引船運転	215m3を超え645m3以下	単位	日	数量	1	単価	162,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	重油	A重油（ローリー）	L	679	87	59,073		
	引船〔鋼製〕	D 500PS型 40GT	供用日	1.52	67,900	103,208		
	諸雑費（まるめ）		式	1		19		
	計					162,300		
	単価					162,300	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）運転	D2.0m3	単位	日	数量	1	単価	516,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油	船舶用		L	413	84.4	34,857		
バックホウ浚渫船	D 2. 0 m 3		供用日	1.53	274,000	419,220		
ＩＣＴ建設機械経費損料加算額	バックホウ浚渫船		日	1.51	41,000	61,910		
諸雑費（まるめ）			式	1		13		
計						516,000		
単価						516,000	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	109,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906		
軽油			L	158	130	20,540		
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕		排出ガス対策型（２０１１年規制） 山積１．４m³	供用日	1.52	37,800	57,456		
諸雑費（まるめ）			式	1		98		
計						109,000		
単価						109,000	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	56, 980
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30, 906	30, 906		
軽油			L	119	130	15, 470		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0. 8 m 3（平積0. 6 m 3） 2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						56, 980		
単価						56, 980	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通車	ライトバン2L	単位	日	数量	1	単価	3,427
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ガソリン	レギュラー	L	7	139	973		
	ライトバン運転時間当り損料	2.0L	時間	2	287	574		
	ライトバン供用1日当り損料	2.0L	日	1.19	1,580	1,880		
	計					3,427		
	単価					3,427	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	測量船運転	70PS	単位	日	数量	1	単価	63,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	重油	A重油（ローリー）	L	44	87	3,828		
	高級船員		人	1.2	42,432	50,918		
	測量船運転1日当り損料		日	1	3,210	3,210		
	測量船1日供用当り損料		日	1.65	3,360	5,544		
	計					63,500		
	単価					63,500	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	潜水士船運転270PS型		単位	日	数量	1	単価	207,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油	船舶用		L	129	84.4	10,887		
潜水士世話役			人	0.24	49,776	11,946		
潜水士			人	1.2	49,776	59,731		
潜水連絡員			人	1.2	33,456	40,147		
潜水送気員			人	1.2	34,782	41,738		
潜水士船運転日当り損料			日	1	13,100	13,100		
潜水士船供用日当り損料			日	1.65	18,400	30,360		
計						207,909		
単価						207,900	円／日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	バックホウ浚渫船(ICT)運転	D2.0m3	単位	m3	数量	645	単価	1,017
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ浚渫船（I C T）運転		D2.0m3 無	日	1	655,900	655,900		
計						655,900		
単価						1,017	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	土運船運搬	215m3を超え645m3以下 密閉式	単位	日	数量	1	単価	681,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	2	42,432	84,864		
普通船員			人	4	33,252	133,008		
引船運転			日	2	162,300	324,600		
土運船〔密閉式〕			供用日	3.04	45,700	138,928		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						681,400		
単価						681,400	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）運転	D2.0m3 無	単位	日	数量	1	単価	655,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高級船員		人	1	42,432	42,432		
	普通船員		人	2	33,252	66,504		
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906		
	バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）運転	D2.0m3	日	1	516,000	516,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		58		
	計					655,900		
	単価					655,900	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	浚渫土揚土（ＩＣＴ）	365m3を超え645m3以下	単位	日	数量	1	単価	218,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	バックホウ（クローラ型）運転		日	2	109,000	218,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					218,000		
	単価					218,000	円／日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	438. 7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	32, 844	9, 688		
	とび工		人	0. 295	31, 518	9, 297		
	普通作業員		人	0. 295	25, 908	7, 642		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	56, 980	16, 809		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		434		
	計					43, 870		
	単価					438. 7	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 82日 無 有	単位	枚	数量		単価	
						1		8,152
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	7,052	7,052		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					8,152		
	単価					8,152	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 100日 無 有	単位	枚	数量		単価	9,700
	名 称	規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	8,600	8,600		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9,700		
	単価					9,700	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	19,686	19,686	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						19,690	
単価						19,690	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 18,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						18,870	
単価						18,870	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1.0上1.4m3下(油圧クラム・テレスコ0.4上0.6m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価 522,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	特殊作業員		人	2.7	27,744	74,908	
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	1.4	53,200	74,480	
	運搬費等率 250%		式	1		373,470	
	諸雑費（まるめ）		式	1		42	
	計					522,900	
	単価					522,900	円／回

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 74km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	6,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 80kmまで	t	1	6,900	6,900		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,900		
単価						6,900	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	1	1,500	1,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1,500		
単価						1,500	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	えい航費 往路	バックホウ浚渫船 D2.0m3 (L=4.0km)	単位	式	数量	1	単価	189,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高級船員		人	1	42,432	42,432		
	普通船員		人	1	33,252	33,252		
	重油	A重油（ローリー）	L	40	87	3,480		
	引船損料	鋼D 350 PS型	時間	1	3,230	3,230		
	引船損料	鋼D 350 PS型	日	0.5	33,500	16,750		
	被えい航船損料	バックホウ浚渫船 2.0m3	日	0.5	181,000	90,500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		56		
	計					189,700		
	単価					189,700	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	えい航費 往路	土運搬船 300m3 (L=77.4km)	単位	式	数量	1	単価	855,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高級船員		人	8	45,105	360,840		
	普通船員		人	4	35,346	141,384		
	重油	A重油（ローリー）	L	1,026	87	89,262		
	引船損料	鋼D 500 PS型	時間	18	4,460	80,280		
	引船損料	鋼D 500 PS型	日	2	46,300	92,600		
	被えい航船損料	土運搬船 300m3	日	2	45,700	91,400		
	諸雑費（まるめ）		式	1		34		
	計					855,800		
	単価					855,800	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	えい航費 河口部～3k付近	バックホウ浚渫船 D2.0m3 (L=3.1km)	単位	式	数量	1	単価	189,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	42,432	42,432		
普通船員			人	1	33,252	33,252		
重油		A重油（ローリー）	L	40	87	3,480		
引船損料		鋼D 350 PS型	時間	1	3,230	3,230		
引船損料		鋼D 350 PS型	日	0.5	33,500	16,750		
被えい航船損料		バックホウ浚渫船 2.0m3	日	0.5	181,000	90,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		56		
計						189,700		
単価						189,700	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	えい航費 河口部～3k付近	土運搬船 300m3 (L=3.1km)	単位	式	数量	1	単価	347,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高級船員		人	4	42,432	169,728		
	普通船員		人	2	33,252	66,504		
	重油	A重油（ローリー）	L	114	87	9,918		
	引船損料	鋼D 500 PS型	時間	2	4,460	8,920		
	引船損料	鋼D 500 PS型	日	1	46,300	46,300		
	被えい航船損料	土運搬船 300m3	日	1	45,700	45,700		
	諸雑費（まるめ）		式	1		30		
	計					347,100		
	単価					347,100	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	繋船費		単位	日	数量	1	単価	139,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	42,432	42,432		
普通船員			人	2	33,252	66,504		
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906		
諸雑費（まるめ）			式	1		58		
計						139,900		
単価						139,900	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	間接費（交通船運転）		単位	日	数量	1	単価	58,570
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	42,432	42,432		
重油		A重油（ローリー）	L	42	87	3,654		
交通船〔鋼製〕		D 50PS型 4.9GT	供用日	1.68	7,430	12,482		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						58,570		
単価						58,570	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	設 標		単位	日	数量		単価	
	名 称	規 格	単位	数量	単価	1		200, 600
						金額		摘要
交通車		ライトバン2L	日	1	3, 427	3, 427		
測量船運転		70PS	日	1	63, 500	63, 500		
測量技師			人	1	52, 700	52, 700		
測量技師補			人	1	41, 300	41, 300		
測量助手			人	1	37, 700	37, 700		
諸雑費（率＋まるめ） 1%			式	1		1, 973		
計						200, 600		
単価						200, 600	円／日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	潜水探査		単位	日	数量	1	単価	234,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
潜水士船運転270PS型			日	1	207,900	207,900		
機雷探査機		潜水式20型	日	1.65	11,800	19,470		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		6,730		
計						234,100		
単価						234,100	円／日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	報告書作成		単位	式	数量		単価	
						1		125, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
測量主任技師			人	0.5	61,000	30,500		
測量技師			人	1	52,700	52,700		
測量技師補			人	1	41,300	41,300		
諸雑費（率＋まるめ） 0.5%			式	1		600		
計						125,100		
単価						125,100	円／式	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	引船運転	215m3を超え645m3以下	単位	日	数量	1	単価	162,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	重油	A重油（ローリー）	L	679	87	59,073		
	引船〔鋼製〕	D 500PS型 40GT	供用日	1.52	67,900	103,208		
	諸雑費（まるめ）		式	1		19		
	計					162,300		
	単価					162,300	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ浚渫船（I C T）運転	D2.0m3	単位	日	数量	1	単価	516,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油		船舶用	L	413	84.4	34,857		
バックホウ浚渫船		D 2. 0 m 3	供用日	1.53	274,000	419,220		
I C T建設機械経費損料加算額		バックホウ浚渫船	日	1.51	41,000	61,910		
諸雑費（まるめ）			式	1		13		
計						516,000		
単価						516,000	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	109,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906		
軽油			L	158	130	20,540		
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕		排出ガス対策型（2011年規制） 山積1.4m3	供用日	1.52	37,800	57,456		
諸雑費（まるめ）			式	1		98		
計						109,000		
単価						109,000	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	56,980
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906		
軽油			L	119	130	15,470		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0.8m3（平積0.6m3）2.9t吊	日	1.06	10,000	10,600		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						56,980		
単価						56,980	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通車	ライトバン2L	単位	日	数量	1	単価	3,427
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ガソリン	レギュラー	L	7	139	973		
	ライトバン運転時間当り損料	2.0L	時間	2	287	574		
	ライトバン供用1日当り損料	2.0L	日	1.19	1,580	1,880		
	計					3,427		
	単価					3,427	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	測量船運転	70PS	単位	日	数量	1	単価	63,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重油		A重油（ローリー）	L	44	87	3,828		
高級船員			人	1.2	42,432	50,918		
測量船運転1日当り損料			日	1	3,210	3,210		
測量船1日供用当り損料			日	1.65	3,360	5,544		
計						63,500		
単価						63,500	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	潜水士船運転270PS型		単位	日	数量	1	単価	207, 900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油	船舶用		L	129	84. 4	10, 887		
潜水士世話役			人	0. 24	49, 776	11, 946		
潜水士			人	1. 2	49, 776	59, 731		
潜水連絡員			人	1. 2	33, 456	40, 147		
潜水送気員			人	1. 2	34, 782	41, 738		
潜水士船運転日当り損料			日	1	13, 100	13, 100		
潜水士船供用日当り損料			日	1. 65	18, 400	30, 360		
計						207, 909		
単価						207, 900	円／日	

R 7 利根川下流部浚渫その2工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	88, 806, 034
(2) 共通仮設費 -----	30, 910, 519
(3)純工事費 -----	119, 716, 553

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	34, 913, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	154, 629, 553
----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額) -----	24, 210, 447
-----------------------	--------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	9, 560, 000
------------------	-------------

(10)工事価格 -----	188, 400, 000
----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	18, 840, 000
------------------	--------------

(12)請負工事価格 -----	207, 240, 000
------------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	188, 400, 000
-------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	178, 024, 000
------------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	161, 840, 000
--------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) -----	24, 215, 776
------------------------	--------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	88,806,034	直接工事費	88,806,034	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		88,806,034		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		88,806,034			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.53 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT 施工補正	1		
率（補正後）		7.68 %	（7.53% × 週休1.02）			
計上額		6,820,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	88,806,034	直接工事費	88,806,034		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2， 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	88,806,034	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.01 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.01 %				
計上額	896,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	22,114,519				
運搬費	6,386,275	準備費	1,538,900	事業損失防止施設費	0
安全費	12,989,344	役務費	0	技術管理費	1,200,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					29,830,519

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）：河川工事			合算工事：0			
対象工事費	50,275,914	直接工事費	50,275,914	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		50,275,914	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		50,275,914		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.39 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		8.56 %	（8.39% × 週休1.02）			
計上額		4,303,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	50,275,914	直接工事費	50,275,914		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	50,275,914	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.13 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.13 %				
計上額	568,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	12,266,323				
運搬費	2,882,055	準備費	839,400	事業損失防止施設費	0
安全費	7,344,868	役務費	0	技術管理費	1,200,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					17,137,323

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	38, 530, 120	直接工事費	38, 530, 120	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 ％または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		38, 530, 120	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		38, 530, 120		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8. 82	%	0	%	
施工地域等補正		0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）		9	%	（8. 82% × 週休1. 02）		
計上額		3, 467, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	38, 530, 120	直接工事費	38, 530, 120		
非対象額計（－）	0				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	38, 530, 120	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1. 19 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1. 19 %				
計上額	458, 000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	9,848,196				
運搬費	3,504,220	準備費	699,500	事業損失防止施設費	0
安全費	5,644,476	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,773,196

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	118,636,553	単独（追加工事）直接工事費	88,806,034	単独（追加工事）共通仮設費	29,830,519
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	118,636,553	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	118,636,553		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	24.64％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	25.38％（24.64％×週休1.03）		0％		
計上額	30,109,000		0		0
			7,385,280（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	67,413,237	単独（追加工事）直接工事費	50,275,914	単独（追加工事）共通仮設費	17,137,323
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	67,413,237	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	67,413,237		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	27.67％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	28.5％（27.67％×週休1.03）		0％		
計上額	19,212,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	52,303,316	単独（追加工事）直接工事費	38,530,120	単独（追加工事）共通仮設費	13,773,196
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	52,303,316	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	52,303,316		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.15％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	30.02％（29.15％×週休1.03）		0％		
計上額	15,701,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川下流河川事務所 工務課	工事番号	2025010003	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	148,745,553				
純工事費	118,636,553	現場管理費	30,109,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	148,745,553	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	148,745,553	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	148,745,553				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.24 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	24,210,447				
業務委託料等	9,560,000				
調査基準価格	178,024,000				
調査基準価格の100/110	161,840,000	（ 85.9 %）			

業務委託料等（当初）

事務所名	利根川下流河川事務所	工務課	工事番号	2025010003	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事

業務委託料	9,560,000
-------	-----------

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
浚渫 (河川) 【左岸3k付近】		式		1		
浚渫工 (バ ッ クホ ー 浚渫船)		式		1		
作業船運転工		式		1		
土運搬船運転		式		1		
浚渫工 (バ ッ クホ ー 浚渫船 (ICT))		式		1		
浚渫船運転工		式		1		
バ ッ クホ ー 浚渫船 (ICT) 運転	D2. 0m3	m3		16, 700		
揚土工		式		1		
浚渫土揚土 (ICT)		式		1		
浚渫土処理工		式		1		
浚渫土処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
土砂等運搬 揚土場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設材運搬費		式		1		
作業船等えい航費		式		1		
準備費		式		1		
繋船費(河川)		式		1		
安全費		式		1		
安全監視員		式		1		
安全監視船		式		1		
設標及び潜水探査		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
浚渫(河川) 【左岸河口部】		式		1		
浚渫工(バックホ浚渫船)		式		1		
作業船運転工		式		1		
土運搬船運転		式		1		
浚渫工(バックホ浚渫船(ICT))		式		1		
浚渫船運転工		式		1		
バックホ浚渫船(ICT)運転	D2. 0m3	m3		13, 300		
揚土工		式		1		
浚渫土揚土(ICT)		式		1		
浚渫土処理工		式		1		
浚渫土処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
土砂等運搬 揚土場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
作業船等えい航費		式		1		
準備費		式		1		
繫船費(河川)		式		1		
安全費		式		1		
安全監視員		式		1		
安全監視船		式		1		
設標及び潜水探査		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
純工事費			式		1			
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			

鏡

1. 業務名

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その2 工事（業務委託料）
履行場所	茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先

2. 業務内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	7) 施工県	茨城県
2) 事務所名	利根川下流河川事務所 工務課	8) 地 区	鹿嶋地区
3) 業務番号	20260331092337	9) 河川・路線	利根川下流本川
4) 契約区分	単年度（繰越しを含む）の分任官	1 0) 設計年月	令和 8年 3月
5) 変更回数		1 1) 労務費一括割増	0%
6) 履行期間	218 日間 自 令和 8年 3月27日 (当初) 至 令和 8年10月30日 (第 回変更) 至 年 月 日	1 2) 単価適用年月	令和 8年 3月
		1 3) 歩掛適用年月	令和 8年 3月
		1 4) 前請負業務費	円
		1 5) 前契約額	円
設計説明	業務内容		
本工事は、茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先の河川内において、浚渫工 事を行う際の磁気探査及び採泥調査を行うものである。	磁気探査一式 採泥調査一式		

3. 予算科目

1) 予算科目	2) 目	3) 目の細分	4) 事業名
河川整備事業費	河川改修費	工事費	利根川（下流）

設計内訳書

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	測量業務 海上水平探査		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
海上水平探査		式	1		2, 012, 350			
測量業務費		式	1		2, 012, 350			
直接調査費		式	1		2, 012, 350			
探査準備費		件	1	155, 700	155, 700			単 1 号
準備艀装費		組	1	741, 700	741, 700			単 2 号
磁気探査費		日	3	344, 300	1, 032, 900			単 3 号
資料解析費		km	12. 4	6, 617	82, 050			単 4 号
直接経費		式	1		105, 339			

設計内訳書

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	測量業務 直接経費		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接経費		式	1		105,339			
直接経費		式	1		105,339			
機材運搬費		式	1		105,339			内 1 号
採泥作業		式	1		2,094,450			
直接業務費		式	1		2,094,450			
直接調査費		式	1		2,094,450			
採泥作業		日	0.9	294,500	265,050			単 5 号
底質分析試験		式	1		1,829,400			内 2 号

設計内訳書

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	測量業務 直接測量費		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接測量費		式	1		4, 212, 139			
間接測量費		式	1		1, 997, 861			
諸経費		式	1		1, 997, 861			内 3 号
測量業務価格		式	1		6, 210, 000			
海上水平探査		式	1		1, 409, 512			
設計業務費		式	1		1, 409, 512			
直接人件費		式	1		1, 409, 512			
探査準備費		件	1	304, 300	304, 300			単 6 号

設計内訳書

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	設計業務 海上水平探査		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
準備艀装費		組	1	494,400	494,400			単 7 号
磁気探査費		日	3	133,500	400,500			単 8 号
資料解析費		km	12.4	16,960.65	210,312			単 9 号
直接経費		式	1		17,249			
直接経費		式	1		17,249			
報告・製本費		式	1		17,249			
報告・製本費		式	1		17,249			内 4 号
直接原価（その他原価除く）		式	1		1,426,761			

設計内訳書

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	設計業務 その他原価		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
その他原価		式	1		753,629			
一般管理費等		式	1		1,169,610			
業務価格		式	1		3,350,000			
業務価格		式	1		9,560,000			
消費税相当額		式	1		956,000			
業務委託料		式	1		10,516,000			

1 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

内 1 号	機材運搬費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	機材運搬費		式	1		105, 339	
計						105, 339	

1 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

内 2 号	底質分析試験						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	溶出試験27項目一斉分析		検体	6	141, 000	846, 000	
	含有量試験11項目一斉分析		検体	6	45, 900	275, 400	
	ダイオキシン類含有量試験		検体	6	118, 000	708, 000	
計						1, 829, 400	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 3 号	諸経費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接測量費		式	1		2, 382, 739	成果検定費を除く
	諸経费率		%	84			
諸経費			式	1		2, 001, 500	直接測量費×諸経费率
調整額						-3, 639	
計						1, 997, 861	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 4 号	報告・製本費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	報告・製本費		式	1		17, 249	
計						17, 249	

探査準備費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 5 号	探査準備費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1		155, 000	
	測量主任技師		人	1	61, 000	61, 000	
	測量技師		人	1	52, 700	52, 700	
	測量技師補		人	1	41, 300	41, 300	
材料費			式	1		775	
	雑材料		式	1		775	人件費の0.5%
計						155, 775	

磁気探査費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 6 号	磁気探査費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費							
			式	1		214, 000	
	測量技師		人	2	52, 700	105, 400	
	測量技師補		人	1	41, 300	41, 300	
	測量助手		人	1	37, 700	37, 700	
	測量補助員		人	1	29, 600	29, 600	
材料費							
			式	1		10, 296	
	記録紙 25m		巻	4	1, 200	4, 800	
	音測記録紙 10m		巻	3	1, 520	4, 560	
	雑材料		式	1		936	材料費の 10 %
機械経費			式	1		120, 079	
	ライトバン 2. 0L		日	1	3, 427	3, 427	単 17 号

磁気探査費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 6 号	磁気探査費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	調査船 70PS型 3. 0GT		日	1	62, 500	62, 500	単 18 号
	磁気探査計		日	1. 65	9, 160	15, 114	
	音響測深機器損料 1方向 200kHz		日	1. 65	6, 510	10, 741	
	GNSS		日	1. 65	15, 600	25, 740	
	モータウインチ損料 巻上能力 0. 5 t		日	2	429	858	
	発動発電機損料 ガソリンエンジン 2. 0kVA		日	3	223	669	
	パソコン		日	1	1, 030	1, 030	
計						344, 375	

資料解析費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 7 号	資料解析費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1		658, 500	
	測量技師		人	5	52, 700	263, 500	人件費
	測量技師補		人	5	41, 300	206, 500	人件費
	測量助手		人	5	37, 700	188, 500	人件費
材料費			式	1		3, 292	
	雑材料		式	1		3, 292	人件費の0.5%
計						661, 792	

機材運搬費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 8 号	機材運搬費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1		59, 200	
	測量補助員		人	2	29, 600	59, 200	
機械経費			式	1		45, 910	
	トラック クレーン装置付4t積2t吊		日	1	45, 910	45, 910	単 19 号 運搬費
材料費			式	1		229	
	雑材料		式	1		229	運搬費の 0. 5 %
計						105, 339	

探査準備費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 9 号	探査準備費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1		304, 300	
	理事・技師長		人	1	82, 800	82, 800	
	主任技師		人	1. 5	70, 900	106, 350	
	技師（A）		人	1. 5	62, 600	93, 900	
	技師（C）		人	0. 5	42, 500	21, 250	
計						304, 300	

準備艀装費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 10 号	準備艀装費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1		494, 400	
	主任技師		人	3	70, 900	212, 700	
	技師（A）		人	4. 5	62, 600	281, 700	
計						494, 400	

磁気探査費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 11 号	磁気探査費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1		133, 500	
	主任技師		人	1	70, 900	70, 900	
	技師（A）		人	1	62, 600	62, 600	
計						133, 500	

資料解析費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 12 号	解析費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1		1, 615, 300	
	主任技師		人	7	70, 900	496, 300	
	技師（A）		人	10	62, 600	626, 000	
	技師（B）		人	10	49, 300	493, 000	
機械経費			式	1		80, 765	
	パソコン		式	1		80, 765	直接人件費の 5 %
計						1, 696, 065	

報告・製本費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 13 号	報告・製本費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接経費			式	1		17, 249	
	報告・製本費		式	1		17, 249	
計						17, 249	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 1 号	探査準備費		単位	件	数量	1	単価	155,700
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	探査準備費		式	1		155,775		
計						155,775		
単価						155,700	円／件	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 2 号	準備艀装費		単位	組	数量	1	単価	741,700
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	準備艀装費		組	1	741,700	741,700		
計						741,700		
単価						741,700	円／組	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 3 号	磁気探査費		単位	日	数量		単価	
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	344, 300
	磁気探査費		式	1		344, 375		
計						344, 375		
単価						344, 300	円／日	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 4 号	資料解析費		単位	km	数量		単価	
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	6, 617
	資料解析費		式	1		661, 792		
計						661, 792		
単価						6, 617	円／km	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 5 号	採泥作業		単位	日	数量	1	単価	294, 500
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	採泥作業		日	1	294, 500	294, 500		
計						294, 500		
単価						294, 500	円／日	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 6 号	探査準備費		単位	件	数量	1	単価	304, 300
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	探査準備費		式	1		304, 300		
計						304, 300		
単価						304, 300	円／件	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 7 号	準備艀装費		単位	組	数量	1	単価	494, 400
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	準備艀装費		式	1		494, 400		
計						494, 400		
単価						494, 400	円／組	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 8 号	磁気探査費		単位	日	数量	1	単価	133, 500
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	磁気探査費		式	1		133, 500		
計						133, 500		
単価						133, 500	円／日	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 9 号	資料解析費		単位	km	数量		単価	
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	解析費		式	1		1, 696, 065		16, 960. 65
計						1, 696, 065		
単価						16, 960. 65 円／km		

準備艀装費

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 10 号	準備艀装費		単位	組	数量	1	単価	741, 700
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		365, 600		
	測量技師		人	2	52, 700	105, 400		
	測量技師補		人	2	41, 300	82, 600		
	測量補助員		人	6	29, 600	177, 600		
機械経費			式	1		367, 782		
	ライトバン 2. 0L		日	4	3, 427	13, 708	単 15 号	
	調査船 70PS型 3. 0GT		日	3	62, 500	187, 500	単 16 号	
	磁気探査計		日	2	9, 160	18, 320	機械器具損料	
	GNSS		日	2	15, 600	31, 200	機械器具損料	
	モータウインチ損料 巻上能力 0. 5t		日	4	429	1, 716	機械器具損料	
	発動発電機損料 ガソリンエンジン 2. 0KVA		日	6	223	1, 338	機械器具損料	

準備艀装費

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 10 号	準備艀装費		単位	組	数量	1	単価	741, 700
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ラフテレーンクレーン 油圧圧縮ジブ型 1 0 t 吊		日	2	57, 000	114, 000	機械器具損料	
材料費			式	1		8, 328		
	雑材料		式	1		8, 328	機械器具損料の 5 %	
計						741, 710		
単価						741, 700	円／組	

採泥作業

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 11 号	採泥作業		単位	日	数量	1	単価	294, 500
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		225, 700		
	測量技師		人	1	52, 700	52, 700		
	測量技師補		人	1	41, 300	41, 300		
	潜水土（ダイバー）		人	1	48, 800	48, 800		
	潜水土補助員（ダイバー）		人	1	48, 800	48, 800		
	上廻り員		人	1	34, 100	34, 100		
機械経費			式	1		65, 927		
	ライトバン 2. 0 L		日	1	3, 427	3, 427	単 20 号	
	調査船 70PS型 3. 0GT		日	1	62, 500	62, 500	単 21 号	
材料費			式	1		2, 916		
	雑材料		式	1		2, 916	総額の1%	

採泥作業

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 11 号	採泥作業		単位	日	数量	1	単価	294, 500
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
計						294, 543		
単価						294, 500	円／日	

底質分析試験

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0	
	1	単価	141, 000
	金額	摘要	
	141, 000		
	141, 000		
	141, 000		
	141, 000	円／検体	

底質分析試験

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0	
	1	単価	45, 900
	金額	摘要	
	45, 900		
	45, 900		
	45, 900		
	45, 900		

底質分析試験

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0	
	1	単価	118, 000
	金額	摘要	
	118, 000		
	118, 000		
	118, 000		
	118, 000	円／検体	

準備艀装費

3 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 15 号	ライトバン 2. 0L		単位	日	数量	1	単価	3, 427
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費			式	1		973		
	ガソリン レギュラー		L	7	139	973		
機械経費			式	1		2, 454		
	ライトバン 2. 0L 運転時間当り損料		時間	2	287	574		
	ライトバン 2. 0L 供用日当り損料		日	1. 19	1, 580	1, 880		
計						3, 427		
単価						3, 427	円／日	

準備艀装費

3 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 16 号	調査船 70PS型 3. 0GT		単位	日	数量	1	単価	62, 500
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
賃金			式	1		49, 920		
	高級船員		人	1. 2	41, 600	49, 920		
材料費			式	1		3, 828		
	重油 A		L	44	87	3, 828		
機械経費			式	1		8, 754		
	調査船 70PS型 3. 0GT 運転日当り損料		日	1	3, 210	3, 210		
	調査船 70PS型 3. 0GT 併用日当り損料		日	1. 65	3, 360	5, 544		
計						62, 502		
単価						62, 500	円／日	

磁気探査費

3 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026.03 2026.03 1.000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	---

単 17 号	ライトバン 2.0L		単位	日	数量	1	単価	3,427
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費			式	1		973		
	ガソリン レギュラー		L	7	139	973		
機械経費			式	1		2,454		
	ライトバン 2.0L 運転時間当り損料		時間	2	287	574		
	ライトバン 2.0L 供用日当り損料		日	1.19	1,580	1,880		
計						3,427		
単価						3,427	円／日	

磁気探査費

3 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 18 号	調査船 70PS型 3.0GT		単位	日	数量	1	単価	62, 500
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
賃金			式	1		49, 920		
	高級船員		人	1. 2	41, 600	49, 920		
材料費			式	1		3, 828		
	重油 A		L	44	87	3, 828		
機械経費			式	1		8, 754		
	調査船 70PS型 3.0GT 運転日当り損料		日	1	3, 210	3, 210		
	調査船 70PS型 3.0GT 供用日当り損料		日	1. 65	3, 360	5, 544		
計						62, 502		
単価						62, 500	円／日	

機材運搬費

3 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 19 号	トラック クレーン装置付4t積2t吊		単位	日	数量	1	単価	45,910
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費			式	1		4,030		
	軽油		L	31	130	4,030		
労務費			式	1		30,300		
	特殊運転手		人	1	30,300	30,300		
機械経費			式	1		11,585		
	トラック クレーン装置付4t積2t吊 運転時間当り損料		時間	5.8	583	3,381		
	トラック クレーン装置付4t積2t吊 供用日当り損料		日	1.23	6,670	8,204		
計						45,915		
単価						45,910	円／日	

採泥作業

3 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 20 号	ライトバン 2.0L		単位	日	数量	1	単価	3,427
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費			式	1		973		
	ガソリン レギュラー		L	7	139	973		
機械経費			式	1		2,454		
	ライトバン 2.0L 運転時間当り損料		時間	2	287	574		
	ライトバン 2.0L 供用日当り損料		日	1.19	1,580	1,880		
計						3,427		
単価						3,427	円／日	

採泥作業

3 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 21 号	調査船 70PS型 3. 0GT		単位	日	数量	1	単価	62, 500
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
賃金			式	1		49, 920		
	高級船員		人	1. 2	41, 600	49, 920		
材料費			式	1		3, 828		
	重油 A		L	44	87	3, 828		
機械経費			式	1		8, 754		
	調査船 70PS型 3. 0GT 運転日当り損料		日	1	3, 210	3, 210		
	調査船 70PS型 3. 0GT 供用日当り損料		日	1. 65	3, 360	5, 544		
計						62, 502		
単価						62, 500	円／日	

請負業務費（業務委託料）計算書

令和 7 年度		当初		
R 7 利根川下流部浚渫その2工事（業務委託料）				
(測量業務価格) 直接測量費 [成果検定費を除く] 2,382,739円 諸経費 1,997,861円 成果検定費 0円 諸経費非対象（成果検定費以外） 1,829,400円	(地質 一般調査業務費) 直接調査費 円 間接調査費 円 諸経費 円 一般調査業務費 円	(地質 解析等調査業務費) 直接原価（その他原価除く） 円 その他原価 円 一般管理費等 円 解析等調査業務費 円	(設計 業務価格) 直接原価（その他原価除く） 1,426,761円 その他原価 753,629円 一般管理費等 1,169,610円	直接業務費 円 諸経費 円 技術経費 円
測量業務価格 6,210,000円		調査業務価格 円	業務価格 3,350,000円	業務価格 円
業務価格（合計） [入札書比較価格] 9,560,000円 消費税相当額 956,000円 請負業務費（業務委託料） 10,516,000円 調査基準価格 8,547,000円 調査基準価格の100/110（万円未満切捨て） 7,770,000円 業務価格（合計） 9,560,000円 消費税込額 10,516,000円 消費税率 10% 消費税相当額 956,000円				

諸経費計算書

(測量業務)

諸経費（調整前）		直接測量費 [成果検定費を除く]		諸経费率（%）	
2,001,500円	=	2,382,739円	×	84.0%	
諸経費		諸経費（調整前）		調整額	
1,997,861円	=	2,001,500円	－	3,639円	

(地質 一般調査業務)

諸経費（調整前）		諸経費対象額		諸経费率（%）	
%	=	%	×	%	
諸経費		諸経費（調整前）		調整額	
%	=	%	－	%	

(地質 解析等調査業務費)

その他原価		直接人件費		α		$(1 - \alpha)$
%	=	%	×	%	/	%
業務原価		直接原価（その他原価除く）		その他原価		
%	=	%	+	%		
一般管理費等（調整前）		業務原価		β		$(1 - \beta)$
%	=	%	×	%	/	%
一般管理費等		一般管理費等（調整前）		調整額		
%	=	%	－	%		

(設計業務委託)

その他原価		直接人件費		α		$(1 - \alpha)$
753,629円	=	1,399,497円	×	35.0%	/	65.0%
業務原価		直接原価（その他原価除く）		その他原価		
2,180,390円	=	1,426,761円	+	753,629円		
一般管理費等（調整前）		業務原価		β		$(1 - \beta)$
1,174,140円	=	2,180,390円	×	35.0%	/	65.0%
一般管理費等		一般管理費等（調整前）		調整額		
1,169,610円	=	1,174,140円	－	4,530円		

数 量 総 括 表

業 務 名 R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）

利根川下流河川事務所 工務課

数量総括表

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	測量業務 海上水平探査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
海上水平探査		式		1		
測量業務費		式		1		
直接調査費		式		1		
探査準備費		件		1		
準備艀装費		組		1		
磁気探査費		日		3		
資料解析費		km		12. 4		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
機材運搬費		式		1		

数量総括表

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	測量業務 採泥作業
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
採泥作業		式		1		
直接業務費		式		1		
直接調査費		式		1		
採泥作業		日		0.9		
底質分析試験		式		1		
直接測量費		式		1		
間接測量費		式		1		
諸経費		式		1		
測量業務価格		式		1		
海上水平探査		式		1		
設計業務費		式		1		

数量総括表

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	設計業務 海上水平探査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
直接人件費		式		1		
探査準備費		件		1		
準備機装費		組		1		
磁気探査費		日		3		
資料解析費		km		12.4		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
報告・製本費		式		1		
報告・製本費		式		1		
直接原価（その他原価除く）		式		1		
その他原価		式		1		

数量総括表

業務名	R 7 利根川下流部浚渫その 2 工事（業務委託料）				業 種 項 目	設計業務 一般管理費等
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
業務価格		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務委託料		式		1		

R 7 利根川下流部浚渫その2工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省関東地方整備局
利根川下流河川事務所

第 1 章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書(令和7年版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
(1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、

- 「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 監理技術者が兼務できる工事は茨城県全域及び千葉県全域の工事でなければならない。
 - (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。2. 現場の体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - 3) 監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-6 コリンズ

(CORINS) への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
4. 土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2011) に準拠する。

起点 茨城県神栖市波崎新港地先 緯度 35° 44' 32" 経度 140° 50' 57"

終点 茨城県神栖市波崎町地先 緯度 35° 44' 38" 経度 140° 48' 58"

5. 土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、茨城県神栖市波崎新港地先及び波崎町地先において、利根川の流下能力向上のため浚渫を行うものである。

主な工種は、浚渫工 (ICT) 約 28, 000 m³、浚渫土処理工 1 式、仮設工 1 式、磁気探査 1 式、潜水探査 1 式を予定している。

第7条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

2006年度
優
国土交通省
工事成績優秀企業
認定マーク

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第8条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合に

においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川下流河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。(別紙様式0-1~0-10)

資料名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表
比較表-4	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第9条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第10条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

第11条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第13条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せ

ずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 工事完成図

- （1）工事完成図は、複写製本（A-3判見開き）し着色したものを、監督職員に提出するものとする。
- （2）製本の際の表紙はE X-5521（金文字）とする。
- （3）工事完成図の部数は、3部とする。

第21条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年3月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年3月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第22条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和 7 年 3 月（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL

（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第23条 ICT活用工事（浚渫）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、河川しゅんせつ工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、浚渫工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

4. ICTを用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～2)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。なお、監督職員と協議する。

1) 音響測深機器を用いた起工測量

2) その他の3次元計測技術を用いた起工測量（※）

（※）従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や4. ①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用い、下記に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、浚渫工を実施する。

④3次元出来形管理等の出来形管理

4. ③による工事の施工管理において、下記1)～3)から選択（複数以上可）して出来形管理を行うものとする。

1) 音響測深機器を用いた出来形管理

2) 施工履歴データを用いた出来形管理

3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤3次元データの納品

4. ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

5. 上記4. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 上記4. ①～⑤で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第24条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第25条 ICT活用工事の費用について

1. ICT活用工事を実施する項目については、「ICT活用工事（河川浚渫）積算要領」に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、官積算と見積額を比較し、官積算額を上限に計上するものとする。

また、受注者からの見積りの提出がない場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」は計上しないものとする。

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、ICT活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、協議がなされ、協議が整った場合、ICT活用施工を実施しない項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第26条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用施工を行った、全てのICT活用工事の施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象工事であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第27条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第28条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下1)～5)の内容について受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。

- 1) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 2) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 3) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 4) 3次元モデル作成担当者
- 5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下1)～5)の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。

- 1) 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- 2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- 4) 成果物
- 5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

3. 成果の納品

BIM/CIM 実施計画書（変更含む）、BIM/CIM 実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

第29条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第30条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。
 - I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所1人（有資格者）とし、1箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
6. 工事期間中の配置（交通誘導員・安全監視員・安全監視船）については、以下のとおりとする。
 - ①工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
仮設工	昼間作業	3人（有資格者） 21人	【3k 付近】 ・交代要員なし ・利根川右岸 7.25k 付近 ・利根川右岸 7.75k 付近

仮設工	昼間作業	1人（有資格者） 1人	【河口部】 ・交代要員なし ・利根川右岸 7.25k 付近 ・利根川右岸 7.75k 付近
-----	------	----------------	--

②工事期間中に配置する安全監視員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、関係所管等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

【3k 付近】

工 種	作業区分	安全監視員	備 考
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	25 人	
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	25 人	
磁気探査	昼間作業（水上施工）	3 人	
設標	昼間作業（水上施工）	2 人	
潜水探査	昼間作業（水上施工）	8 人	
採泥	昼間作業（水上施工）	1 人	

【河口部】

工 種	作業区分	安全監視員	備 考
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	20 人	
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	20 人	
設標	昼間作業（水上施工）	2 人	
潜水探査	昼間作業（水上施工）	6 人	

③工事期間中に配置する安全監視船は、以下のとおり計上するものとする。ただし、関係所管等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置日数の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

【3k 付近】

工 種	作業区分	安全監視船	備 考
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	25 日	
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	25 日	
磁気探査	昼間作業（水上施工）	3 日	
設標	昼間作業（水上施工）	2 日	
潜水探査	昼間作業（水上施工）	8 日	
採泥	昼間作業（水上施工）	1 日	

【河口部】

工 種	作業区分	安全監視船	備 考
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	20 日	
浚渫工（バックホウ浚渫）	昼間作業（水上施工）	20 日	
設標	昼間作業（水上施工）	2 日	
潜水探査	昼間作業（水上施工）	6 日	

7. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第31条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、有資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）を配置すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第32条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第33条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第34条 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第35条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-2 9 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-5 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第19条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第36条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第37条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第38条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第39条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第40条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定めら

れた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和6年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第41条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第42条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

- 1 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、千葉県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
- 2 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
- 3 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
- 4 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- 5 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第43条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンパー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第44条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

1. 当該車両に関する特殊車両通行許可証
2. 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
3. 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第45条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - （2）営繕関係
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）およびデザインボックス（交通誘導員待機室）を実施するものとする。
 - （3）安全関係
盗難防止対策（警報機等）実施するものとする。
 - （4）地域連携
工事工程表を実施するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

第46条 工期

1. 工期は、雨天、休日等40日を見込み、契約の翌日から令和8年10月30日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率 （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	1.75

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：27日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（横利根雨量観測所）及環境省（千葉県香取地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・ 準備・後片付け
- ・ 浚渫工
- ・ 揚土工
- ・ 浚渫土処理工
- ・ 仮設工
- ・ 設標及び潜水探査
- ・ 磁気探査
- ・ その他監督職員が承諾した工種

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第47条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリテ

ィカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第48条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第49条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

2. 週休２日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達

成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第50条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、銚子観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第51条 個人情報の取扱いについて

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第52条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業 (水上施工)	すべての工種	8:00~17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 本工事は、下記の条件が付されている。

- (1) 条件を付された箇所

浚渫施工箇所

- (2) 条件の内容

シラスウナギ漁期による施工制限

- (3) 条件を付されたことにより、制約を受ける施工内容

浚渫工・磁気探査・設標及び潜水探査

- (4) 条件を付された箇所の施工時期の条件

浚渫施工箇所での浚渫工・磁気探査・設標及び潜水探査は、令和7年12月1日から令和8年4月30日までの期間は、行わないものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第53条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	工期（予定）
R7利根川下流部浚渫工事	R8.3~R8.10
R7利根川右岸土砂改良工事	R8.3~R8.9
R7利根川左岸土砂改良工事	R8.3~R8.11

第54条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第55条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 5 4 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 5 4 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第56条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査

に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第57条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整

- ・ 決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第58条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

（1）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（2）契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（3）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
12. V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
14. 発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第59条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組み

を実施することができる。本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第56条新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第60条 CCUS 活用推奨モデル工事（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

2. 受注者は、CCUS の活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUS の活用に取り組むものとする。

ただし、受注者が CCUS の活用に取り組まない場合は、本条 3. ～ 10. は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
- ・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
- ・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及び CCUS によって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。

また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

9. CCUS 現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第61条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第62条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第63条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、利根川-0.5k 付近及び利根川 3.2k 付近で施工を行う工事である。

第64条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることがで

きるものとする。

2. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第65条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリングに委託している。

第66条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員である。
3. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第67条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等・段階確認

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	施工段階（確認時期）
浚渫工（バックホウ浚渫）	法線（基準線）設置時

第68条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－ 12 によるものとする。

第69条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」

に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第70条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第71条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

第72条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第73条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。なお、現場条件等で必要になった仮設については監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

第74条 工事用道路工

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第3章 浚渫

第75条 浚渫一般

1. 浚渫

浚渫後河床高については、利根川河道-0.5km 付近は Y.P. -6.0m とし、利根川河道 3.2km 付近は Y.P. -5.0m とし、且つ 1 回の掘削深さは現況河床より 2.3m までとする。ただし、一回の掘削深さについて、現場条件により変更が必要な場合は監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

また、-0.5km 付近は、9 月頃から波浪等による荒天が予想されることから、8 月末までに浚渫完了を想定しており、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 浚渫土処理工

- 1) 揚土場については、高田揚土場を見込んでいる。
- 2) 浚渫土揚土に伴う場内運搬は、下記のとおり見込んでいる。
- 3) 配土（整地）箇所の詳細については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 配土（整地）量については、数量確認を行うものとする。

工種・種別	運搬距離	内容	土砂仮置き・積み込み
浚渫土処理工	L=0.3km 以下	運搬・整地	・ B ヤード (利根川右岸 8.0km 付近)

浚渫土処理工	L=1.5km 以下	運搬・整地	・ C-1 ヤード (利根川右岸 7.5km 付近) ・ C-2 ヤード (利根川右岸 7.5km 付近)
--------	------------	-------	--

第76条 浚渫船

1. 本工事の浚渫船は、バックホウ浚渫船を使用するものとする。
2. 受注者は、浚渫船の機能に異常を認めたとき、または、緊急の措置を要するときは応急措置をとり、速やかに監督職員に報告するものとする。
3. 出水、風雨等により避難する場合は監督職員と協議し、繋船の安全を確保するものとする。
4. 浚渫土運搬における運搬数量は、本工事における浚渫土砂を脱水し運搬することを想定しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第77条 えい航

1. バックホウ浚渫船は、波崎新港から利根川河口部のえい航 (L=4.0km)、利根川河口部から利根川 3.2k 部のえい航 (L=3.1km)、利根川 3.2k 部から波崎新港のえい航 (L=7.2km) を想定している。
2. 土運船は、土浦港から利根川河口部のえい航 (L=77.4km)、利根川河口部から利根川 3.2k 部のえい航 (L=3.1km)、利根川 3.2k 部から土浦港のえい航 (L=74.5km) を想定している。
3. 上記によりがたい場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

第78条 海上水平磁気探査・潜水探査

本工事の浚渫を行ううえで、地下埋設物の探査を行うものとする。調査内容については以下の通りとする。

1. 本調査は、本特記仕様書、「磁気探査標準積算資料・同解説（令和7年度改訂版）磁気探査業協会」及び関係法規に基づいて実施するものとし、業務遂行上、疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。
2. 探査位置は浚渫範囲とする。なお、詳細な箇所については監督職員立ち会いのうえ、現地で確認するものとし、立ち会い写真とともに図面を添付し提出するものとする。
3. 探査を行うにあたり、必要な書類を作成し、関係機関等への手続きを適正に行うものとする。
4. 探査の方法については、受注者において十分検討し、受注者の責任において決定し、探査するものとする。
5. 探査に先立ち、作業計画書を監督職員に提出するものとする。
6. 海上水平磁気探査

磁気探査については、掘削開始前に行うものとし、探査 1 回につき 2.3m までの掘削を行うことができるものとし、探査回数は 2 回を小船により行うことを想定している。

磁気探査の結果、探査時に金属反応等の異常が確認された場合は、速やかに監

督職員に報告するものとする。

現地探査で得られたデータについては適切に解析し、不発弾等が存在する可能性・位置等を判断し、とりまとめるものとする。

7. 潜水探査

海上水平磁気探査を踏まえ、潜水探査を行う必要が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。なお、潜水探査の数量等については、過年度の実績により計上しており、磁気探査による金属反応等の確認状況に応じ設計変更するものとする。

8. 調査結果整理

本調査の結果整理は次のとおりとする。

- (1) 電子データ 1 部
- (2) 報告書(A4 版) 1 部
- (3) その他監督職員が指示したもの

受注者は、調査終了後においてもその成果に責任を持って発注者の疑義に応じるものとし、誤り等があった場合には受注者の責任において手直しを行うものとする。

第79条 採泥作業

1. 採泥作業

採泥頻度は3回（河口部第2層目2回（表層・深度1m）、3.2k付近第1層目（表層・深度1m）とする。

2. 採泥地点

採泥地点は監督職員の承諾を得るものとする。

3. 試料の運搬

採泥分析項目は別表－1に示すとおりとし、これらの分析に必要な資料を各分析機関に搬入するものとする。

4. 試料の前処理及び運搬

採泥した試料の前処理及び運搬については、適切な管理のもとに運搬するものとする。また、搬入された試料については適正な管理に努め、速やかに分析するものとする。

5. 上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 試験方法

試験方法は、別表－1のとおりとし、採泥1回あたり各項目1検体を試験するものとする。

第4章 その他

第80条 震災対策

- 1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第81条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第82条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点

検を行うこと。

②気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第83条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第84条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 52 条 第 46 条 第 46 条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 41 条、第 42 条
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 30 条、第 31 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第 74 条
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

工事名： R7利根川下流部浚渫その2工事

[illegible]

別表－1

試験項目		計量方法	単位	基準値
■溶出試験				
1	カドミウム	日本工業規格K0102 55、農用地 昭和46. 農林省令47号(米:0.4mg/kg以下)	mg/l	0.01
2	全シアン	日本工業規格K0102 38(38.1.1の方法を除く)	mg/l	不検出
3	有機燐	昭和49.環告第64号付表1、日本工業規格K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの	mg/l	不検出
4	鉛	日本工業規格K0102 54	mg/l	0.01
5	六価クロム	日本工業規格K0102 65.2	mg/l	0.05
6	砒素	日本工業規格K0102 61、農用地 昭和50. 総令31号(土壌:15mg/kg未満)	mg/l	0.01
7	総水銀	昭和46.環告第59号付表1	mg/l	0.0005
8	アルキル水銀	昭和46.環告59号付表2 昭和49.環告64号付表3	mg/l	不検出
9	PCB	昭和46.環告59号付表3	mg/l	不検出
10	ジクロロメタン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.2	mg/l	0.02
11	四塩化炭素	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5	mg/l	0.002
12	1, 2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.3.2	mg/l	0.004
13	1, 1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.2	mg/l	0.02
14	シス-1, 2-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.2	mg/l	0.04
15	1, 1, 1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5	mg/l	1
16	1, 1, 2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5	mg/l	0.006
17	トリクロロエチレン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5	mg/l	0.03
18	テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5	mg/l	0.01
19	1, 3-ジクロロプロペン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.1	mg/l	0.002
20	チウラム	昭和46.環告第59号付表4	mg/l	0.006
21	シマジン	昭和46.環告第59号付表5,第1, 第2	mg/l	0.003
22	チオベンカルブ	昭和46.環告第59号付表5,第1, 第2	mg/l	0.02
23	ベンゼン	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.2	mg/l	0.01
24	セレン	日本工業規格K0102 67.2,67.3,67.4	mg/l	0.01
25	ふっ素	日本工業規格K0102 34.1,34.4,34.1c (注(6)第3文を除く)、昭和46.環告59号付表6	mg/l	0.8
26	ほう素	日本工業規格K0102 47.1,47.3,47.4	mg/l	1
27	クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号付表	mg/l	0.002
■含有量試験				
1	銅 (農用地)	昭和47.総令66号第1条第3項及び第2条	mg/kg	125
2	総水銀	昭和46.環告59号付表1	mg/kg	15
3	カドミウム	日本工業規格K0102 55	mg/kg	150
4	鉛	日本工業規格K0102 54	mg/kg	150
5	砒素	日本工業規格K0102 61	mg/kg	150
6	砒素 (農用地)	昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条	mg/kg	15
7	六価クロム	日本工業規格K0102 65.2	mg/kg	250
8	ふっ素	日本工業規格K0102 34.1,34.4,34.1c (注(6)第3文を除く)、昭和46.環告59号付表6	mg/kg	4000
9	ほう素	日本工業規格K0102 47.1,47.3,47.4	mg/kg	4000
10	セレン	日本工業規格K0102 67.2,67.3,67.4	mg/kg	150
11	遊離シアン	日本工業規格K0102 38(38.1の方法を除く)	mg/kg	50
■ダイオキシン類(含有量試験)				
1	ダイオキシン類 (土壌)	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成21年3月)環境省水・大気環境局土壌環境課	Pg-TEQ/g	1000

※ 溶出試験については、平成3年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第20号付表に定める方法により検液を作成する。